

様式別2-35-3 物質リスト

39	ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)	ペルフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	工業用化学物質	○	5の(17)と同じ	□							
		ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム	2795-39-3					5の(17)と同じ						
		ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム	29457-72-5						5の(17)と同じ					
		ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム	29081-56-9							5の(17)と同じ				
		ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム	70225-14-8								5の(17)と同じ			
		ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	56773-42-3									5の(17)と同じ		
		ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	251099-16-8										5の(17)と同じ	
		N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	4151-50-2											5の(18)と同じ
		N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	31506-32-8											
		N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド	1691-99-2											
N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	24448-09-7													
ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	307-35-7													
40	ポリ臭化ビフェニル	PBB 六臭化ビフェニル 八臭化ビフェニル 十臭化ビフェニル	36355-01-8 27858-07-7 13654-09-6	工業用化学物質	○	5の(24)と同じ	□							
41	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3	工業用化学物質	○	5の(1)と同じ	□							
42	ポリ塩化テルフェニル	PCT	61788-33-8	工業用化学物質			□							
43	短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	短鎖塩化パラフィン	85535-84-8	工業用化学物質			□							
44	四エチル鉛	テトラエチル鉛	78-00-2	工業用化学物質		3の(1)②と同じ	□							
45	四メチル鉛	テトラメチル鉛	75-74-1	工業用化学物質		3の(2)②と同じ	□							
						3の(1)②と同じ								
46	トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)	トリブチルスズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド)	56-35-9	工業用化学物質		5の(9)と同じ	□							
		トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4											
		トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6											
		トリブチルスズ=ベンゾアート	4342-36-3											
		トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9											
		トリブチルスズ=リノレアート	24124-25-2											
		トリブチルスズ=ナフテナート	85409-17-2											
その他多数														
47	トリス(2,3-ジブロモプロピル)=ホスファート		126-72-7	工業用化学物質			□							

様式別2-35-3 物質リスト

5 輸出入貿易管理令別表第2の35の3項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出入貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))							
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)		85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2		○		□
33	1, 1'-オキシビス(2, 3, 4, 5, 6-ペンタブロモベンゼン)	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5		○		□